

第六十八回 参議院 地方行政委員会 會議録第三号

昭和四十七年三月十四日(火曜日)
午前十時五十二分開会

委員の異動
三月十三日
辞任
和田 静夫君
補欠選任
吉田忠三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

玉置 猛夫君

寺本 広作君

増田 盛君

占部 秀男君

河田 賢治君

委員

高橋 邦雄君

若林 正武君

神沢 浄君

杉原 一雄君

藤原 房雄君

中沢伊登子君

国務大臣

渡海元三郎君

中村 寅太君

政府委員

土金 賢三君

皆川 迪夫君

立田 清士君

自治大臣官房長

自治大臣官房参事官

本日の会議に付した案件

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十三日、和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として吉田忠三郎君が選任されました。

○委員長(玉置猛夫君) 警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村国家公安委員長。

○国務大臣(中村寅太君) ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、札幌市が来る四月一日に新たに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定する市となることに伴い、道公安委員会の委員の数を五人とするともに、所要の規定を整備することをその内容としております。

以下、その概要を御説明いたします。
第一は、北海道が新たに指定市としての札幌市を包括することとなることに伴い、道公安委員会の委員の数につきまして、指定市を包括している府県の公安委員会が五人の委員で構成されることとされておりますので、北海道につきましても現行の三人を二人増加し、五人とすることとしたこととあります。

この場合、増加する道公安委員会の二人の委員の任命につきましては、指定市を包括している府県の公安委員会の場合と同様、指定市である札幌市の市長が市議会の同意を得て推薦する者について、道知事が任命することとなります。

・第二は、他の指定市の場合と同様、札幌市の区域内における道警察本部の事務を分掌させるため、札幌市の区域に市警察部を置くこととしたこととあります。

その他以上の改正に伴い、所要の条文上の整理等を行うこととしております。

なお、この法律は、札幌市が指定市となる日、すなわち四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

速記をとめてください。
〔午前十一時五十六分速記中止〕
〔午前十一時二十一分速記開始〕

○委員長(玉置猛夫君) それでは速記を起こしてください。

○委員長(玉置猛夫君) 地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡海自治大臣。

○国務大臣(渡海元三郎君) ただいま議題となりました地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、札幌市、川崎市及び福岡市の三市が、昭和四十七年四月一日から指定都市として指定されることとなりましたが、これに伴いまして、自治省関係の地方行政連絡会議法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律について、必要な

規定の整備を行なうものであります。

以上が地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る十六日木曜日午前十時三十分、委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

三月三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方財政確立に関する請願(第四三六号)

第四三六号 昭和四十七年二月十八日受理
地方財政確立に関する請願
請願者 長野市大字南長野野長野県議会内
母袋忠右衛門
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四〇一号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、警察法の一部を改正する法律案
二、地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案
警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「都及び」を「都、道、府及び」に、「府県(以下「指定府県」という。)」を「府県(以下「指定府県」という。)」に、「道及び指定府県」を「指定府県」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「指定府県」を「道、府及び指定府県」に、「当該指定市の議会」を「当該道、府又は県が包括する指定市の議会」に、「当該指定府県」を「当該道、府又は県」に改め、同条第三項中「都及び指定府県」を「都、道、府及び指定府県」に改める。

第四十一条第二項ただし書中「指定府県」を「道、府又は指定府県」に改め、同条第三項中「道府県（指定府県を除く）」を「指定府県以外の県」に、「当該道府県」を「当該県」に改め、同条第四項中「都知事及び指定府県」を「都、道、府及び指定府県」に改め、同条第五項中「及び指定府県」を「道、府及び指定府県」に改める。

第四十六条第二項中「道公安委員会」を「指定府県以外の県の公安委員会」に改める。
第五十二条第一項中「府県警察本部」を「道府県警察本部」に改め、同条第三項中「府県警察本部長」を「道府県警察本部長」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
2 警察法第四十六条の二の規定は、道公安委員会について準用する。

地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
地方行政連絡会議法等の一部を改正する法律案
(地方行政連絡会議法の一部改正)

第一条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表中「北海道」の下に「及び札幌市」を、「横浜市」の下に「及び川崎市」を、「北九州市」の下に「及び福岡市」を加える。
(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第二項中「算定した特別とん譲与税」の下に「(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。)」を加え、「同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を」を「地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を」に改める。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
三月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、特別区自治権拡充に関する請願(第五六八号)
一、被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(第六〇一号)

一、都財政の危機解消対策等に関する請願(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三一号)(第六三二号)
第五六八号 昭和四十七年二月二十五日受理
特別区自治権拡充に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ一二練馬区議会議長 塚田洪憲外五十一名
紹介議員 春日 正一君 安井 謙君 木島 則夫君 黒柳 明君

区長公選制の実現を基本とし、特別区を完全自治区とする制度を確立するよう地方自治法を改正されたい。
理由
二十三特別区議會議員は、完全自治区を実現するため、区長公選制の実現、住民に身近な事務事業の区移管、財政権の確立の三項目を長年にわたる強く要望してきたが、昭和四十五年末、第十四次地方制度調査会から内閣総理大臣に答申された

「大都市制度に関する答申」は、区長公選制の実現にはふれず、特別区を基礎的の地方自治体とする規定も行わず、一都三県の広域行政と区の再編を提起している。これは、特別区を完全な自治体にしたという要望には大いに反する。

第六〇一号 昭和四十七年二月二十五日受理
被疑者留置規則の改定撤廃に関する請願(二通)
請願者 大阪府高槻市桜ヶ丘北町八ノ一〇 木下 広子外二百五十名
紹介議員 佐々木 静子君

この請願の趣旨は、第四一四号と同じである。
第六二八号 昭和四十七年二月二十八日受理
都財政の危機解消対策等に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市藤ヶ岡一ノ一二ノ五〇三 沢村七郎外千二百名
紹介議員 西ヶ久保重光君

東京都民の生活環境改善と都財政の危機解消のため、左記事項の実現を図られたい。
一、東京都の財政需要に対応した自主税財源を保障すること。
二、東京都の膨大な緊急的投資的財政需要に対処するため大幅な起債を認めるとともに、政府資金による低利長期債を保障すること。
三、法人税の地方配分を増額すること。
四、地方交付税率を引き上げるとともに、東京都に対する各種財源調整を廃止すること。
五、各種補助金の国庫支出をふやし、東京都の超過負担を解消すること。
六、公共性を十分発揮できるよう地方公営企業法を改正すること。

第六二九号 昭和四十七年二月二十八日受理
都財政の危機解消対策等に関する請願
請願者 東京都立川市若葉町団地三ノ二〇 岡田修子外千二百三十名
紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。

第六三〇号 昭和四十七年二月二十八日受理
都財政の危機解消対策等に関する請願
請願者 東京都北区東十条三ノ五ノ四 清水み外七百七十名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。
第六三一号 昭和四十七年二月二十八日受理
都財政の危機解消対策等に関する請願
請願者 東京都調布市上布田町九一九ノ一 小笠原久夫外六百三十名
紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。
第六三二号 昭和四十七年二月二十八日受理
都財政の危機解消対策等に関する請願
請願者 東京都江戸川区東小松川五ノ九六 五ノ一 三和治三郎外千六百十六名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六二八号と同じである。